



国東市が発行するプレミアム付商品券の 販売について

10月からの消費税・地方消費税の引き上げによる影響の緩和と、地域経済の活性化を目的として、プレミアム付商品券を販売します。このプレミアム付商品券を購入できるのは、「住民税非課税の人」または「子育て世帯に該当する人」になります。

プレミアム付商品券の販売は「国東市商工会」に委託して販売します。詳しくは、国東市福祉課から送付される「購入引換券」に同封されるチラシをご覧ください。

参加対象 令和元年10月1日(火)～令和2年2月21日(金)※販売場所によって販売日が異なります。

販売場所 ●国東市商工会国東本所・安岐支所 毎週 月・水・金曜日(平日)
●国東市商工会国見支所・武蔵支所 毎週 火・木曜日(平日)

販売価格 1冊(500円×10枚綴り5,000円)を4,000円で販売

購入限度数量 1人5冊まで
※市が発行する「購入引換券」をご持参いただかないと販売できません。



【問合せ先】 国東市商工会 ☎0978-72-2000 (プレミアム付商品券の販売に関すること)
国東市活力創生課 ☎0978-72-5183

環 境 衛 生 課 か ら の お 知 ら せ

令和元年度 秋期狂犬病予防集合注射を実施します

犬の飼主は「狂犬病予防注射(年1回)」と「飼犬登録(犬の生涯1回)」をすることが法律で定められています。(狂犬病予防法第2章第5条)

今年度狂犬病予防注射を受けていない犬と新しく飼い始めた犬を対象に、市内を巡回して注射を実施します。なお、未登録の犬についても注射会場で飼犬登録が出来ます。

【日 程】	国 東 町	10月16日(水)	午前・午後
	安 岐 町		午後
	武 蔵 町	10月17日(木)	午前
	国 見 町		

※詳細な時間や会場などにつきましては、お問合せください。

【料 金】 ※つり銭がいらないよう、ご協力お願いします。

○注 射 料 3,070円 ※注射済鑑札交付手数料(550円)込みの金額です。

○新規登録手数料 3,000円

○注射と新規登録を同時にする場合 6,070円

(お願い)

・咬傷事故や逃走を防ぐため、首輪は抜けないように指2本入る程度にしっかり締め、犬を制御できる方が連れて来てください。

・飼犬の死亡、転居、転出、譲渡などの異動があった場合は、必ず連絡してください。



10月はマイバッグ利用促進強化月間です

マイバッグを利用するとレジ袋が削減でき、地球温暖化の防止につながります。

地球にやさしい行動の第一歩として、お買い物にはマイバッグを持って行きましょう!

国東市では、「くにさきエコサポーター」の登録者を募集しています。

登録していただいた方には、もれなく「さ吉くんエコバッグ」を差し上げています!

この機会に「くにさきエコサポーター」に登録してみませんか?

詳しくは下記までお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kunisaki.oita.jp/soshiki/kankyo-eisei/ekosapoproject.html>



【問合せ先】 環境衛生課 ☎0978-72-9001

国東市のごみ処理状況について



10月は3R推進月間です。「3R」とは、ごみになるものを減らすリデュース(Reduce)、使い終わった物を捨てないでもう一度使うリユース(Reuse)、資源ごみをもう一度使える資源にして使うリサイクル(Recycle)の3つの英語の頭文字を表しています。

ここでは3Rと関連して、国東市のごみ処理状況について平成30年度実績を基にお知らせします。

●ごみ量実績

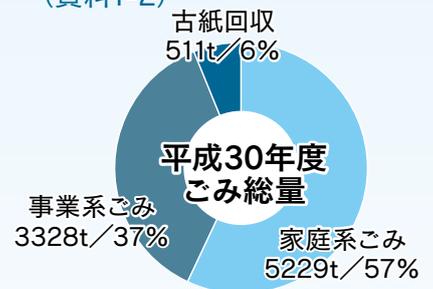
国東市で平成30年度に排出されたごみの量は、9,108tでした。これを市民1人当たりのごみの量に換算すると、年間322kgになります。国東市は大分県の平均数値(平成29年度:342kg)以下に抑えられていますが、年々増加傾向にあります。また事業所から排出される事業系ごみの割合が37%と高いことも特徴です。(県平均は33%) [資料1-1、1-2]

ごみの減量化のため、市民・事業所・行政の三者が一体となった取り組みが不可欠です。

国東市ごみ量実績(資料1-1)

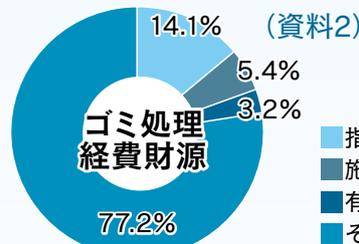
区分	平成29年度	平成30年度	備考
家庭系ごみ	5,231	5,229	地域の集積所に出されたものや、クリーンセンターに直接搬入されたもの
事業系ごみ	3,313	3,328	事務所、商店、食堂などの事業活動に伴って出たごみで、産業廃棄物以外のもの
古紙回収	549	551	地域の古紙集積所に出された古紙、雑紙
ごみ総量	9,093	9,108	

(資料1-2)



●ごみ処理経費

ごみの収集や焼却・埋め立てなどにかかった費用は約2億9,202万円でした。ごみ処理にはとてもコストがかかります。そこで、有料の指定袋やごみ処理施設使用料などにより、その一部を負担していただいています。[資料2]



●リサイクルの状況

市民の皆様に分別していただいた、びん・かん・ペットボトル・古紙や、クリーンセンターで手選別された鉄などはリサイクル業者に再商品化を委託したり、有価ごみとして売却することで新しい商品に生まれ変わります。平成30年度は1,665tのごみがリサイクルされ、リサイクル率(リサイクルごみ量÷ごみ総量)は18.28%となりました。

国東市では県下で唯一、市民の負担金なしで市内1000か所以上の可燃物集積所にステンレス製カゴを無償設置、市内200か所以上の古紙集積所を無償設置、古紙の回収量に応じた古紙売払金行政区交付金などの取り組みを行っています。

3Rを意識した日常生活を心がけ、ごみを少しでも減らせるよう、市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

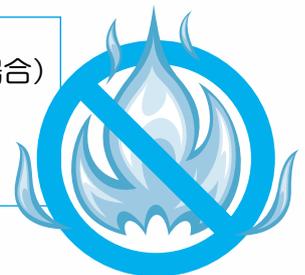
野焼きに対する注意事項

平成13年4月から、野外での焼却は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却や、たき火・キャンプファイヤー(ただし、いずれもビニール・プラスチックや紙などの家庭ごみを混入して焼却はできません)などの一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

違反には**厳しい罰則(5年以下の懲役、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはこれらの併科)**が適用されます。

また、禁止の例外とされる焼却であっても、次のような場合は指導の対象として、焼却を中止していただく場合があります。

- ① 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合
(家の中に煙が入る、洗濯物に煙の臭いが付いて困るといった苦情があった場合)
- ② 軽微な焼却で周囲の住宅環境に影響は少ないが、頻繁に燃やしている場合
- ③ 飛び火による延焼の危険性がある場合
- ④ 道路が濃い煙で覆われ、交通事故等の危険性がある場合



「煙」「臭い」は人によって感じ方が異なり、ご近所トラブルの原因となります。

野外焼却禁止の例外であったとしても、出来る限り野外焼却は行わないでください。

【問合せ先】環境衛生課 ☎0978-72-9001